



トピックス P2~3 消費者を守る法律が強化されます！～特定商取引法と割賦販売法の一部改正～

発行／富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/index.html
「くらしの情報とやま」は富山県のホームページにも掲載しています。 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00000963.html

くらしの 相談窓口 から

「融資保証金詐欺」の被害にあった！

～振り込んでしまったお金は
戻らないのでしょうか…～

相 談

勤務先が倒産し、生活費に困っていたとき、「年8%の低金利で融資します」とダイレクトメールが届きました。連絡したところ、「信用貸しのため、15万円を振込んでもらえれば1週間後に100万円融資する。」と言われ、何とか工面して振込みました。しかし、いつまでたっても融資されず、お金を騙し取られたことがわかりました。振り込んでしまったお金は戻らないのでしょうか…また、その後、家や職場に執拗な嫌がらせの電話がかかり困っています。(40歳代 男性)



回 答

<「融資保証金詐欺」について>

これは、実際には融資しないのに、融資する等の話もちかけ、保証金等の名目で現金を騙し取る「融資保証金詐欺」です。ヤミ金融業者(国や県に無登録で貸金業を営んだり、違法な高金利貸付や取立てをする業者)によるものと思われま。現金を預金口座等に振り込ませたり、最近は「定額小包郵便物(エクスパック)」で送金させる手口もあります。相談者には、詐欺の被害にあったこと・ヤミ金の嫌がらせを受けていることを警察に相談するように、また業者の請求には絶対に応じないことや、職場にも協力をお願いすることを助言しました。

<「振り込め詐欺」にあっってしまったら…>

「振り込め詐欺」とは、いわゆる「オレオレ詐欺」「架

空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金等詐欺」の総称です。被害にあった方は、すぐに警察や金融機関に連絡し、犯罪に利用された口座の利用停止を求めてください。

平成20年6月に、振り込め詐欺にあった被害者の迅速な救済を図る、「振り込め詐欺救済法」(*)が施行されました。被害額の分配を受けるためには金融機関への被害の申請が必要なので、被害にあった方は振込先の金融機関に問合せてください。振り込んだお金が一部引き出されている場合には、被害者の方への分配金は一部減額されます。

(*) 詐欺その他の人の財産を侵害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振り込みが利用されたものによる被害を回復し、被害回復分配金の支払手続等を定めています。

注意喚起！ アイメイクによる眼の障害に注意！

- 最近では、目をはっきりと印象づけるための化粧品、まつ毛エクステンションやパーマ、カラーコンタクトレンズ、さらにはアートメイクなど、多種多様な手法が考案されています。しかし、中には、安全面でありお勧めできないものもあります。事故を防ぐために、次のことなどに気をつけましょう。
- 眼の粘膜は非常にデリケートです。薬剤や接着剤を使用したり、色素を入れたり刺激のあるメイクをすることは危険を伴うことを理解しておきましょう。
- まつ毛エクステンションは、美容師の資格がないと施術できないことになっています。きちんと資格を取得した人が施術しているかどうか確認しましょう。
- たとえ施術内容や商品に問題がなくても、体質や体調によっては合わない場合もあります。合わないと感じたらすぐに使用をやめて医師の診察を受けましょう。

詳しくは、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。 <http://www.kokusen.go.jp/>



消費者を守る法律が強化されます！

特定商取引法と割賦販売法の一部改正

近年、クレジットを利用した訪問販売などによる被害が深刻化しています。

中には執拗な勧誘を断りきれずに大量の購入契約を結ばされる事例や、クレジット会社の不適正あるいは過剰な与信行為が、こうした悪質な勧誘行為を助長している事例も目立っています。また、インターネット取引などの新しい分野では、通信販売の返品を巡ってのトラブルや、迷惑広告メールと不当請求の問題、クレジットカード情報の漏えいなど、多くの消費者被害が発生しています。

そこでこうした消費者被害を防止するための「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律」が、平成20年6月に成立しました。平成21年12月末までに施行されることになっています。

特定商取引法

訪問販売など一定の種類の取引について規制する法律

割賦販売法

クレジットについて規制する法律

改正の ポイント

1

規制の抜け穴を解消します！

○指定商品・指定役務制の廃止

これまでは、特定の商品やサービス（指定商品・指定役務）についての取引だけが特定商取引法の規制対象でしたが、改正により、原則すべての商品・サービスの訪問販売、電話勧誘販売、通信販売が特定商取引法の規制対象になります。

（ただし、別の法律で消費者被害対策を講じている商品・サービスや、クーリング・オフになじまない生鮮食料品等は除外されます。）

○割賦の定義の見直し

これまでは、「2ヵ月以上かつ3回払い以上」の分割払いのクレジット契約が規制の対象でしたが、改正により、「2ヵ月以上たった後の1回払い、2回払い」も規制の対象になります。

クーリング・オフ
できないの？

クーリング・オフ制度 について

消費者が契約してしまった後で、冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

改正の ポイント

2

訪問販売の規制を強化します！

○再勧誘の禁止

訪問販売業者による執拗な商品勧誘等を防止するため、購入を断るなど「契約を締結しない旨の意思」を示した消費者に対しては、再度の勧誘をすることが禁止されます。

○過量販売の取消

訪問販売によって、通常の生活で必要とする量を著しく超える量の商品等を購入する契約をさせられてしまった場合、契約後1年間は契約の解除が可能になります。

いらぬ商品なのに、
勧誘がしつこい！



改正のポイント 3 クレジットの規制を強化します！

ウソの説明で
高額商品をクレジットで
買ってしまった…

○既払い金返還ルールの導入

訪問販売業者などによる商品や役務の説明に偽りがあった場合や、過量販売を行った場合には、その支払いのためのクレジット契約を解除して、すでに支払ったお金の返還も請求できることとなります。

○過剰与信規制の導入

クレジット会社は、指定信用情報機関（今後、国が指定する調査機関）の利用が義務付けられ、契約者の支払い能力を超える過剰なクレジット契約を結ぶことが禁止されます。

改正のポイント 4 インターネット取引等の規制を強化します！

通信販売で注文
したが、商品の
イメージが違う…

○通信販売における解除権の創設

通信販売には、クーリング・オフ制度はありませんが、通信販売の広告に商品の返品条件が掲載されていない場合は、一定期間は契約の撤回や解除と、送料消費者負担での返品が可能になります。

○未承諾広告電子メールの禁止

消費者が、あらかじめ請求や承諾をしない限り、電子メール広告の送信は禁止されます。

※迷惑「電子メール広告」規制については、本年12月1日に施行されます。

請求や承諾をしていない電子メール広告が届いた場合は、(財)日本産業協会のこのアドレスまで転送してください。⇒ spam-in@nissankyo.jp

改正のポイント その他

- クーリング・オフにあたっては、購入者が商品を使用していた場合でも、事業者はその対価を原則請求できないこととなります。
- 違反事業者に対する罰則を強化します。
- クレジット会社は、加盟店の行為について調査することが義務付けられ、不適正な勧誘による販売等についてクレジット契約を結ぶことが禁止されます。
- クレジットカード情報の漏えいや、不正入手をした者は罰せられます。など、悪質商法根絶のため規制が強化されます！

詳しくは経済産業省HP「消費生活安心ガイド」をご覧ください。
www.no.trouble.jp



Q 加工食品に表示されている期限表示（消費期限や賞味期限）について述べた文のうち、間違っているものはどれでしょう。

- ①「賞味期限」は、おいしく食べることができる期限のことで、この期限を過ぎてもすぐ食べられないということではない。
- ②一度開封した加工食品は、表示された期限（消費期限や賞味期限）まではおいしく食べることができる。
- ③「消費期限」は、期限を過ぎたら食べないほうがよい期限のことである。



©2017年12月1日現在、消費生活安心ガイド「加工食品の表示」に関するお問い合わせ先は、消費生活センターです。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

冬の省エネ～生活を見直してみよう！

今年もまた冬がやってきました。厳しい寒さの中、ついつい暖房器具の設定温度を上げ過ぎていませんか？

ドアの開閉を少なくしたり、厚手のカーテンを使用することなどにより、部屋の暖房効率は上がります。また、カーディガンやひざかけなど、衣類を増やすことで体感温度を上げることができます。

光熱代の節約だけでなく、地球にもやさしい省エネライフスタイルを実践してみませんか？



①暖房は室温20℃を目安に温度設定をしましょう。

②暖房は不必要なつけっ放しをしないようにしましょう。

③お風呂はお湯が冷めないうちに続けて入りましょう。

④省エネタイプの家電製品を選びましょう。

⑤食器洗いに使用のお湯の温度を低めにしましょう。

⑥電気製品を使わないときにはプラグを抜きましょう。

⑦テレビを見ないときは消しましょう。

⑧加減速の少ない運転を心がけましょう。

⑨アイドリングはできる限りしないようにしましょう。

⑩外出時にはなるべく公共交通機関を利用しましょう。

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター ……TEL076-443-2047
(富山市新桜町7番38号富山市役所本庁舎内)

総合行政センター

大沢野TEL076-467-5810 婦 中TEL076-465-2115
大 山TEL076-483-1212 山 田TEL076-457-2113
八 尾TEL076-454-3114 細 入TEL076-485-9001

魚 津 市 ……TEL0765-23-1003
滑 川 市 ……TEL076-475-2111 (内323)
黒 部 市 ……TEL0765-54-2111 (内316)
舟 橋 村 ……TEL076-464-1121 (内29)
上 市 町 ……TEL076-472-1111 (内141)
立 山 町 ……TEL076-462-9963
入 善 町 ……TEL0765-72-1100 (内135)
朝 日 町 ……TEL0765-83-1100 (内235)
砺 波 市 ……TEL0763-33-1111 (内143)
庄川支所 ……TEL0763-82-1902

◆富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)
消費生活相談 TEL076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 TEL076-433-3252
URL <http://pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>
【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

高岡市市民協働課 ……TEL0766-20-1522
(高岡市広小路7番50号)

福岡行政センター ……TEL0766-64-5333

氷 見 市 ……TEL0766-74-8010
小 矢 部 市 ……TEL0766-67-1760 (内732)
南 砺 市 ……TEL0763-23-2008

行政センター

福 野TEL0763-22-1101 平 TEL0763-66-2132
井 波TEL0763-82-1181 上 平TEL0763-67-3212
城 端TEL0763-62-1213 利 賀TEL0763-68-2112
福 光TEL0763-52-1571 井 口TEL0763-64-2212
射 水 市(大島庁舎) ……TEL0766-52-7966

地区行政センター

新 湊TEL0766-82-1964 大 門TEL0766-52-7397
小 杉TEL0766-57-1636 下 TEL0766-59-8095

◆富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談 TEL0766-25-2777

◆富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
TEL076-432-5690 午前9時～午後4時